

6^キ引きずり 死因は脳挫滅

大阪府富田林市で新聞配達員の東川達也さん(16)が車にはねられ、約6^キ離れた駐車場で遺体で見つかった事件で、東川さんの死因は司法解剖の結果、車に長距離を引きずられ続けて後頭部などを損傷したことに由来の脳挫滅だったことが17日、分かった。富田林署は

自動車運転過失致死容疑などで逮捕した河内長野市小塩町、大工、市川保容疑者(41)に引きずった認識があったかどうかなど、殺人容疑も視野に慎重に捜査している。同署は同日午前、同容疑などで市川容疑者を大阪地検堺支部に送検した。

(2面に「主張」)

後絶たぬ悪質運転

まだ息のある被害者をひきずって死なせるといった非道なひき逃げ事件が相次いでいる。最高刑が懲役20年の危険運転致死傷罪が立法化されるなど厳罰化が進む一方で、いまだに悪質な事件が絶えない現実には、「ひき逃げ罪」を立法化して「アルコール臭気で動かなくなる車を開発すべきだ」と、新たな対策を求める声が挙がっている。

法整備や臭気感知システムを

「逃げ得」
逃がすな



送検される市川保容疑者＝17日午前11時32分、大阪府警富田林署(塚本健一撮影)

「十数年前までは、ひき逃げで被害者が死亡しても罰金刑で済んだ事例があった。遺族の多くは殺人罪の適用を望んでいた」と語るのは、TAV交通死被害者の会事務局(大阪市)の米村幸純さん。「酒の程度を隠すためにその場を離れる。科学的に酔いの程度をさかのぼることができればよいが、現実ではできない場合が多い」と嘆く。

危険運転致死傷罪を適用するには、アルコールの影響で正常な運転が困難な状態だったことを立証する必要がある。事故現場から逃げて酔いをさませば、アルコール濃度が分からなくなり、結果的に同罪適用が困難になる。

飲酒で死亡事故を起こしても、危険運転致死傷罪が適用されず、道交法違反(酒酔い運転)と自動車運転過失致死傷罪に問われた場合、最高刑は懲役

10年6カ月。このため「逃げ得」となる問題が指摘されている。常磐大学大学院の諸沢英道教授(刑事法)は「諸外国にある同様の法律はアルコールの摂取を証明するだけいい」としたうえで、「道交法からも独立した『ひき逃げ罪』を作り、危険運転致死傷罪と同じ量刑にすべきだ」と提案する。

交通ジャーナリストの今井亮一さんは「多くの酒気帯び運転は2回まで罰金、3回目で裁判だったが、道交法が改正された昨年9月以降は2回目でも裁判になった。公判請求の『相場』が厳しくなったことを、ドライバーが知れば防止効果がある」という。

「ドライバーの自覚に頼るのは限界」。交通裁判に詳しい高山俊吉弁護士はこう話し、「アルコールの臭気を感じたら車も開発すべきだ」と新たな安全対策の必要性を訴えている。